

ご遺族のための手続きガイド

(今後の手続きのご案内)

この度のご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、健康保険証や介護保険証の返却、未支給年金や遺族年金の請求など、さまざまなお手続き(申請・届出)が必要となります。

その手続きに必要なものなどをこの1冊にまとめましたのでどうぞご活用ください。

なお、このガイドは博多区に住所があった方がお亡くなりになった場合のものです。

博多区以外の方は、住所があった市区町村の窓口へお問い合わせください。

【目次】

1	区役所に来庁される際のご案内	P 1
2	よくあるご質問	P 1
3	ご遺族サポート窓口について	P 2
4	博多区役所での手続き概要	P 3
5	福岡市役所関係での主な手続き	P10
6	その他の機関等での主な手続き	P12
7	委任状に関するご案内	P15
8	博多区役所庁舎案内	P17

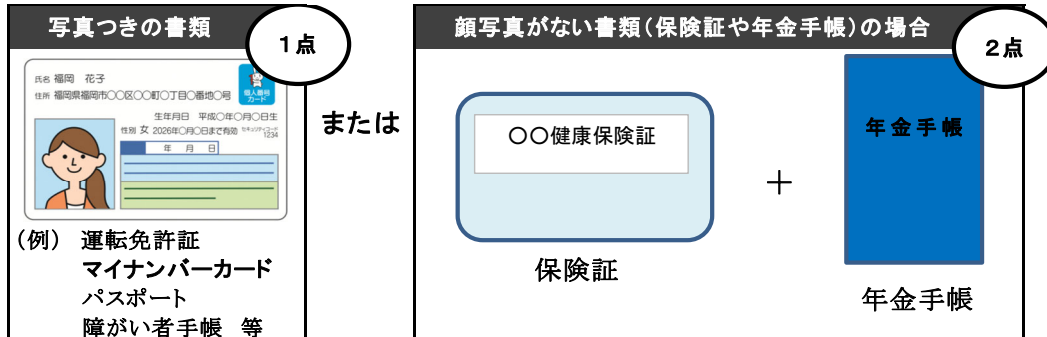


1 区役所に来庁される際のご案内

(1) 窓口受付時間 **8時45分～17時15分**

(2) ご準備いただくもの

窓口に来られる方の本人確認書類



各手続き毎に必要なものは3～9ページの手続き概要をご覧ください。

※博多区役所以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで7～10日程度かかりますので、それ以降に窓口にお越しいただくことをおすすめします。

2 よくあるご質問

Q1: 亡くなった人の保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか?

A1: 証書類に不足がある場合は、状況にあわせてご案内いたします。

記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に窓口でお申し出ください。

Q2: 手続きに「死亡の記載のある戸籍が必要」といわれました。

すぐに取得できますか?

A2: 「どこの市区町村の窓口に死亡届を提出されたか」と、「亡くなられた方の本籍地がどこか」によって、取得できるまでの日数が変わってきます。

「死亡届を提出された市町村」と「本籍地の市町村」が同じでも、戸籍の記載が終わるまでに1週間程度かかります。

※ 詳しくは、死亡届を提出された市町村または本籍地の市町村にお尋ねください。

Q3: 亡くなった人のマイナンバーカード(個人番号カード/通知カード)が、手元にあるのですが、どうすればいいですか?

A3: マイナンバーカード(個人番号カード/通知カード)は返納の必要はありません。

相続等の手続きで個人番号の提示を求められる場合があるので、手続き終了まで保管いただき、必要がなくなれば裁断して処分してください。

3 ご遺族サポート窓口のご案内

「ご遺族サポート窓口」では、急なご家族の不幸時に必要となる区役所での手続きのご案内や、各申請書の作成のお手伝いをいたします。

1 ご遺族サポート窓口ダイヤル(市民課戸籍係)

電話 092-419-1017

FAX 092-482-7640

2 窓口受付時間

月曜日から金曜日の9時～17時(祝休日・年末年始を除く)

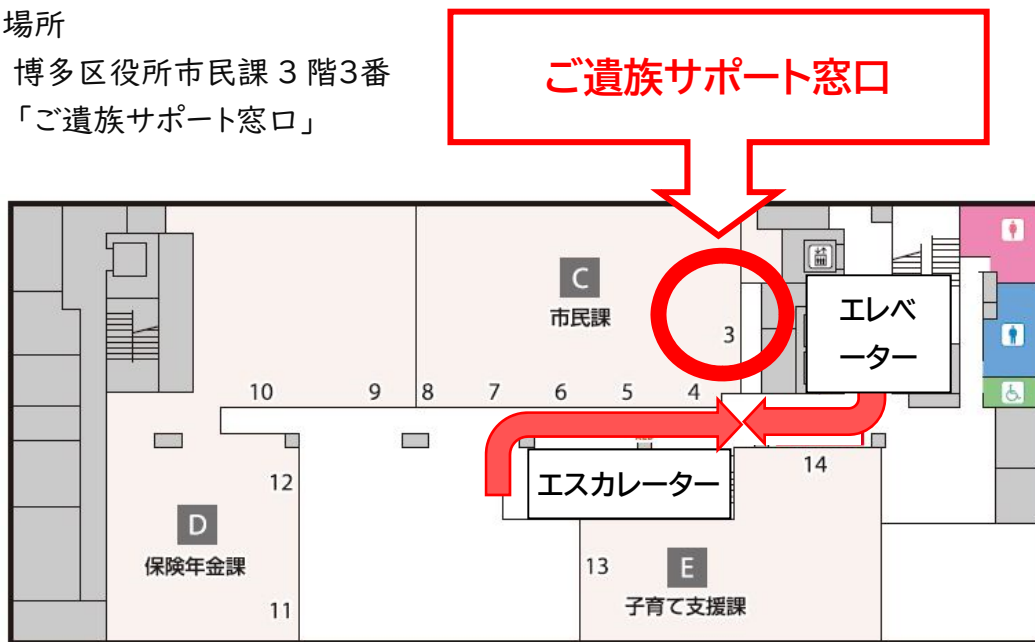
(※原則予約制)

区役所の各窓口の受付時間は17時15分までです。

サポート窓口の受付時間によってはサポート窓口利用後、各窓口での手続きが行えない場合がありますのでご注意ください。

3 場所

博多区役所市民課3階3番
「ご遺族サポート窓口」



4 ご準備いただくもの

- (1) 窓口に来られる方の本人確認書類
- (2) 各手続きに必要なものは3～9ページの手続き概要をご参照ください。

◆お越しの際は、届け出す方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

4 博多区役所での手続き概要

(1) 住民票

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
3人以上の世帯の世帯主だった	<input type="checkbox"/> 世帯主変更 故人が世帯主であった場合で下記のいずれにも該当した場合、世帯主変更の手続きが必要です。 ・同一世帯に残された世帯員が2名以上いる ・残った世帯員はいずれも15歳以上である	新世帯主	<input type="checkbox"/> 委任状(代理人の場合)	3階⑤ 市民課 (窓口係) 電話 092-419-1009 FAX 092-482-7640	世帯主が亡くなった日から14日以内

(2) 保険・医療費助成(国民健康保険)

※代理の方が手続きをする場合は、委任状と委任者の本人確認書類、代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/> 保険証等の返却	世帯主	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (お持ちの方は) <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	3階⑨ 保険年金課 (保険係) 電話 092-419-1118 FAX 092-441-0075	速やかに
	<input type="checkbox"/> 世帯主変更	新世帯主	<input type="checkbox"/> 加入者全員の保険証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの		
	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請	喪主	<input type="checkbox"/> 喪主の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または埋火葬許可証 (葬祭を行った喪主と亡くなられた方の氏名が分かるもの)		葬祭を行った日の翌日から2年以内
	<input type="checkbox"/> 高額療養費の払い戻し(*1)	亡くなった方が国民健康保険の世帯主の場合は相続人代表者(*2) 亡くなった方が国民健康保険の世帯主以外の場合は、国民健康保険の世帯主	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印可) <input type="checkbox"/> 医療機関の領収書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等が必要な場合があります。	3階⑩ 保険年金課 (給付係) 電話 092-419-1117 FAX 092-441-0075	診療年月の翌月1日から2年以内
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 世帯主の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印可) <input type="checkbox"/> 医療機関の領収書				

(*1) 高額療養費… 高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

(*2) 相続人代表者… 法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

◆お越しの際は、届け出す方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

4 博多区役所での手続き概要

(3) 保険・医療費助成（後期高齢者医療保険）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状と委任者の本人確認書類、代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/> 保険証等の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	3階⑨ 保険年金課（保険係） 電話 092-419-1118 FAX 092-441-0075	速やかに
	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請	喪主	<input type="checkbox"/> 喪主の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または埋火葬許可証（葬祭を行った喪主と亡くなられた方の氏名がわかるもの）		葬祭を行った日の翌日から2年以内
	<input type="checkbox"/> 高額療養費の払い戻し（*1） <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届	相続人代表者（*2）	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印可） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等が必要な場合があります。	3階⑩ 保険年金課（給付係） 電話 092-419-1117 FAX 092-441-0075	診療年月の翌月1日から2年以内

(4) 保険・医療費助成（その他）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状と委任者の本人確認書類、代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入し、家族を扶養していた	<input type="checkbox"/> 保険の加入手続き	新世帯主	<input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの	3階⑨ 保険年金課（保険係） 電話 092-419-1118 FAX 092-441-0075	速やかに
医療証を持っていた《子ども・ひとり親家庭・重度障がい者》	<input type="checkbox"/> 各種医療証の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 子ども医療証 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 重度障がい者医療証		
国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入していた	加入していた健康保険の保険者へお問い合わせください。				

（*1）高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

（*2）相続人代表者・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。

◆お越しの際は、届け出す方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

4 博多区役所での手続き概要

(5) 年金

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
国民年金を受給していた	<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求	生計同一であった親族	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書等 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預金通帳	3階⑩ 保険年金課 (国民年金係) 電話 092-419-1120 FAX 092-441-0075	速やかに
国民年金に加入していた	<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 <input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求 <input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求	続柄・年齢等により制約があります。窓口でご相談ください。	※上記以外にも必要書類がございますので窓口でご相談ください。		
国民年金以外の年金に加入・受給していた	○厚生年金・国民年金(老齢) ・未支給年金 ・遺族厚生年金		博多年金事務所 電話 092-474-0012 年金ダイヤル 電話 0570-05-1165		
	○共済年金		加入していた共済組合		
	○恩給		総務省恩給相談窓口 電話 03-5273-1400		
	○企業年金		企業年金コールセンター 電話 0570-02-2666		

(6) 高齢者

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
高齢者福祉サービスを受けていた	<input type="checkbox"/> 高齢者乗車券の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 交通用福祉ICカード <input type="checkbox"/> タクシー助成券	区役所4階⑩ 福祉・介護保険課(高齢者福祉係) 電話 092-419-1078 FAX 092-441-1455(問合専用)	速やかに
	<input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証の返却		<input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証		

(7) 介護保険

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
亡くなった方は、65歳以上である、亡くなった方は、要支援・要介護の認定を受けていた	<input type="checkbox"/> 介護保険証等の返却 <input type="checkbox"/> 送付先変更届(*3) <input type="checkbox"/> 高額介護サービス費の未支給分の請求(*4)	親族または相続人代表者(*2)	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担割合証 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印可) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 ※戸籍謄本が必要な場合があります。 <input type="checkbox"/> 受給権継承届兼誓約書(窓口にあります。)	区役所4階⑩ 福祉・介護保険課(介護サービス係) 電話 092-419-1081 FAX 092-441-1455(問合専用)	速やかに (*4)はサービス提供の日の翌月初日から2年以内

(*2) 相続人代表者・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

(*3) 送付先変更届・・・単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

(*4) 高額介護サービス費・・・高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

4 博多区役所での手続き概要

(8) 子どもの養育者（*5）

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
亡くなった方は、18歳以下の子どもを養育していた	<input type="checkbox"/> 児童手当の変更	児童の養育者(*5)	ご家庭の状況により必要書類が異なります。事前に窓口へご相談ください。	区役所3階⑬ 子育て支援課 (こども家庭福祉係) 電話 092-419-1080 FAX 092-402-2703	速やかに
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の変更				
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の変更				
	<input type="checkbox"/> 災害遺児手当	親を災害でなくした義務教育終了前児童の養育者(*5)			
	<input type="checkbox"/> 第3子優遇事業	児童の養育者(*5)			
	<input type="checkbox"/> 認可保育園の家族構成変更届				
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証の申請					
保護者が亡くなったため、18歳未満の子どもを養育する人がいなくなった	<input type="checkbox"/> 子どもの養育相談（子育てや家庭の問題に関する相談）	どなたでも	特にありません	区役所3階⑭ 子育て支援課 (こども相談係) 電話 092-419-1086 FAX 092-402-2703	特にありません

(9) 子ども本人

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
亡くなった方は、18歳以下だった	<input type="checkbox"/> 児童手当の変更	児童の養育者(*5)	ご家庭の状況により必要書類が異なります。事前に窓口へご相談ください。	区役所3階⑬ 子育て支援課 (こども家庭福祉係) 電話 092-419-1080 FAX 092-402-2703	速やかに
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の変更				
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の変更				
	<input type="checkbox"/> 認可保育園の退所届				
	<input type="checkbox"/> 第3子優遇事業				
亡くなった方は、生後5カ月未満だった	<input type="checkbox"/> 出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請	児童の養育者(*5)	コールセンターへお尋ねください。	市出産・子育て応援事業事務局コールセンター 電話092-724-1251	コールセンターへお尋ねを

(*5) 養育者…児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方

◆お越しの際は、届け出する方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

4 博多区役所での手続き概要

(10) 障がい

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限	
身体障害者手帳、療育手帳を持っていた 障がい福祉サービスを受けていた	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	区役所4階⑮ 福祉・介護保険課 (障がい者福祉係) 電話 092-419-1079 FAX 092-441-1701 (問合専用)	速やかに	
	<input type="checkbox"/> 療育手帳の返却		<input type="checkbox"/> 療育手帳			
	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証の返却(*6)		<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証			
	<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証の返却(*7)		<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証			
	<input type="checkbox"/> 福祉乗車券・福祉タクシー利用券の返却		<input type="checkbox"/> 交通用福祉ICカード <input type="checkbox"/> タクシー助成券・福祉タクシー利用券 <input type="checkbox"/> 福祉乗車証			
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者(じん臓、肝臓、免えき)証の返却		<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証			
	<input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証の返却		<input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証			※まごころ駐車場:妊婦子ども(産前産後)・精神・指定難病は健康課(6階)が担当です。
	<input type="checkbox"/> 緊急通報システムの返却		—			
	<input type="checkbox"/> 福祉電話の返却		—			
	<input type="checkbox"/> 各種手当の喪失届		—			

(*6) 障がい福祉サービス…居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、共同生活援助(グループホーム)など

(*7) 地域生活支援事業…移動支援(ガイドヘルプ)、日中一時支援、訪問入浴サービスなど

4 博多区役所での手続き概要

(10) 障がい（続き）

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
障がい福祉サービスを受けていた	<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳の返却		<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	区役所6階 ^㉔ 健康課 (精神保健福祉係) 電話 092-419-1092 FAX 092-441-0057	速やかに
福祉手帳を持っていた	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神科通院分)の返却		<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証		
	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証の返却		<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証		
	<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証の返却		<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証		
受給者証を持っていた 《小慢・難病・肝炎》	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 (※有効期限内のものに限る。)	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	区役所6階 ^㉔ 健康課 (健康・感染症対策係) 電話 092-419-1091 FAX 092-441-0057	随時 【※還付請求中の方は速やかに】
	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証の返却 (※有効期限内のものに限る。)		<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 【※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。】 <input type="checkbox"/> 申立人(相続人)名義の通帳と申立書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び申立人が受給者の相続人であることが確認できるもの)		
	<input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証の返却(※有効期限内のものに限る。)		<input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証 【※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。】 <input type="checkbox"/> 申立人(相続人)名義の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び申立人が受給者の相続人であることが確認できるもの)		
被爆者健康手帳を持っていた	<input type="checkbox"/> 葬祭料の請求 <input type="checkbox"/> 死亡届(葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。) 【※各種手当の受取人変更手続きもございましたので事前に窓口にご相談ください。】	喪主	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書の写し <input type="checkbox"/> 削除された住民票(本人の死亡が分かるもので続柄記載があるもの) <input type="checkbox"/> 埋火葬許可証または会葬礼状 <input type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input type="checkbox"/> 委任状(喪主が申請できず代理申請の場合) <input type="checkbox"/> 手当証書(受給していた場合) <input type="checkbox"/> 死亡者との続柄が分かる戸籍謄抄本が必要な場合があります	区役所6階 ^㉔ 健康課 (健康・感染症対策係) 電話 092-419-1091 FAX 092-441-0057	亡くなった日から5年以内

◆お越しの際は、届け出す方の本人確認書類（表紙裏参照）を忘れずにお持ちください。

4 博多区役所での手続き概要

(11) 税金

亡くなった方について	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
市県民税の納税義務者だった	<input type="checkbox"/> 市県民税納税通知書送付先の変更		<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本、遺言書など）	区役所4階②課税課 （市民税係） 電話 092-419-1027 FAX 092-476-5188	速やかに
博多区内の土地・家屋の所有者であった	<input type="checkbox"/> 固定資産税納税通知書送付先の変更		<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本、遺言書など） <input type="checkbox"/> 納税通知書	区役所4階②課税課 （固定資産税土地第1係） 電話 092-419-1032 FAX 092-476-5188	
<p>※亡くなった方についての市税の手続きについては、後日文書または納税通知書をお送りします。 ※亡くなった方に課税されていた市税については、相続人へ納税義務が継承されます。</p>					
	<input type="checkbox"/> 市税の納付 <input type="checkbox"/> 納付相談	相続人 親族等	<input type="checkbox"/> 納税通知書、納付書等	区役所4階③納税課 電話 092-419-1023 FAX 092-476-5188	

※ 市税は次の方に課税されます。

○ 市県民税・・・毎年1月1日現在、区内に住所を有しており、前年中（1～12月）に一定の所得がある方

○ 固定資産税・・・毎年1月1日現在、区内に固定資産を所有している方

○ 軽自動車税・・・毎年4月1日現在、区内に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方

※軽自動車等とは、原付バイク（125cc以下）、バイク（125ccを超えるもの）、軽自動車、小型特殊自動車をいいます。

原付バイク（125cc以下）、小型特殊自動車の手続きは11ページ、バイク（125ccを超えるもの）、軽自動車の手続きは13ページを参照してください。

(12) その他

亡くなった方について	手続き内容	対象	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期限
相続について相談したい。	<input type="checkbox"/> 相続についての相談（相続税については税務署P12へ） ・弁護士法律相談 毎週水曜日 ※要予約・無料 ・司法書士相談 毎月第2木曜日 ※要予約・無料	福岡市内に住むか通勤・通学する人	<input type="checkbox"/> 右記へお問合せください。（事前予約が必要です。）	区役所2階B市民相談室（総務課広報相談係） 電話 092-419-1013 FAX 092-452-6735	特にありません

5 福岡市役所関係での主な手続き

亡くなった方について		チ エ ック	主な手続き	窓口・電話番号	
市 営 住 宅	市営住宅の 入居者(名義人)だった			福岡市住宅供給公社 市営住宅センター	
	同居者が入居の継承をする	<input type="checkbox"/>	市営住宅入居 継承承認申請	業務課業務係 電話092-271-2562 FAX 092-291-7540	
	市営住宅を退去する	<input type="checkbox"/>	市営住宅返還	募集課募集係 電話 092-271-2561 FAX 092-272-5030	
	市営住宅に入居する 同居者だった	<input type="checkbox"/>	市営住宅同居者 異動届	業務課調査係 電話 092-271-0901 FAX 092-291-7540	
空 き 家	戸建住宅を所持していた			住宅都市局 住宅計画課 電話 092-711-4598 FAX 092-733-5589	
	相続した住宅(空き家)の売却 又は賃貸を考えている	<input type="checkbox"/>	福岡市空き家バンクへ登録 (任意)		
	相続した住宅(空き家)を売却し 譲渡所得の税控除を受けたい (空き家の譲渡所得3,000万円特別控除)	<input type="checkbox"/>	被相続人居住用家屋等 確認申請書		
上 下 水 道	水道を使用していた			福岡市水道局 お客さまセンター 電話 092-532-1010 FAX 092-533-7370 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始は休み	
	名義人 だった	名義人を変更する	<input type="checkbox"/>		名義人・料金支払方法 変更の連絡
		使用を中止する	<input type="checkbox"/>		使用中止の連絡
		井戸水を併用していた	<input type="checkbox"/>	世帯人数変更の連絡	
	井戸水のみを使用していた	<input type="checkbox"/>	使用者・世帯人数 変更の連絡	道路下水道局 下水道料金課 電話 092-711-4507 FAX 092-733-5596	
	下水道受益者負担金を納付中 または猶予中だった	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者 変更届		
子 ど も	生後5カ月未満で 出産・子育て応援事業による出生 後の給付金の申請をしていない	<input type="checkbox"/>	出生後の給付金の申請	市出産・子育て応援事業事務 局コールセンター 電話092-724-1251	
援 就 助 学	小中学校に在学中の児童生徒の 保護者で就学援助を受けていた	<input type="checkbox"/>	就学援助受給者 変更届	各小・中学校または 教育委員会教育支援課 電話 092-711-4693 FAX 092-733-5780	
霊 園	市立霊園の利用者だった	<input type="checkbox"/>	利用者の変更 (利用権継承申請)	市営霊園窓口 電話 092-711-4869 FAX 092-401-0025	

◆手続きについては各窓口へ電話でお問合せください。

5 福岡市役所関係での主な手続き

亡くなった方について		チ エ ック	主な手続き	窓口・電話番号	
原付バイク	原付バイク(125cc以下)を持っていた	<input type="checkbox"/>	原付バイク(125cc以下)の 廃車・名義変更	財政局資産課税課 (博多区庁舎9階) 電話 092-292-1604 FAX 092-292-4187	
	犬の飼い主だった				
犬	新しい飼い主の住所	福岡市内	<input type="checkbox"/>	所有者の変更 (登録事項の変更)	東部動物愛護管理センター 電話 092-691-0131 FAX 092-691-0132 家庭動物啓発センター 電話 092-891-1231 FAX 092-891-1259
		福岡市外	<input type="checkbox"/>	所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場
農地	福岡市内の農地の所有者だった			農業委員会事務局	
	農地の所在地	福岡市西区以外	<input type="checkbox"/>	農地法第3条の3第1項の 規定による届け出	農地調整係 電話 092-733-5777 FAX 092-714-4034
		福岡市西区 (玄界島を除く)	<input type="checkbox"/>		西部出張所 電話 092-806-9435 FAX 092-807-3080
森林	福岡市内の森林(※)の 所有者だった ※福岡県地域森林計画の 対象森林 (右記森林・林政課に お問合せください。)	<input type="checkbox"/>	森林の所有者届	農林水産局 森林・林政課 電話 092-711-4846 FAX 092-733-5583	
ごみについて、通常のごみ出しでは処理しきれないとき					
ごみ	自分で処理施設へ持ち込む	<input type="checkbox"/>	自己搬入ごみ事前 受付センターに申込	自己搬入ごみ 事前受付センター 電話 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 1/1～1/3 休み	
	福岡市が許可した収集業者に 依頼する。	<input type="checkbox"/>	担当区域の一般廃棄物 収集運搬許可業者に 収集を依頼	福岡市事業用環境協会 電話 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 土・日・祝 休み	

6 その他の機関等での主な手続き

手続きのための証明書等について

○手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいたから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。

区分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金 入院給付金 等	<input type="checkbox"/> 保険金請求書 <input type="checkbox"/> 保険証券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、被保険者の除籍抄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書、入院証明書 等 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※ 保険会社・契約内容等によって 必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社・郵便局 または代理店
	<input type="checkbox"/>	名義変更・ 解約 等	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 <input type="checkbox"/> 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※ 保険会社・契約内容等によって 必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社 または代理店
預貯金・株等	<input type="checkbox"/>	口座解凍 手続き	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 ※ 金融機関・取引状況等によって 必要書類は異なります。	各金融機関等
	<input type="checkbox"/>	名義変更	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 ※ 証券会社等によって必要書類は 異なります。	証券会社等
	<input type="checkbox"/>	記名変更 償還金受領	<input type="checkbox"/> 国債(または証券保管証書) <input type="checkbox"/> 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 <input type="checkbox"/> 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 <input type="checkbox"/> 印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に 記載の郵便局
国税・不動産	<input type="checkbox"/>	相続税 所得税 消費税	右記へお問い合わせください。	博多税務署 福岡市東区馬出1-8-1 電話 092-641-8131 <自動音声ガイダンス>
	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等 相続登記	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 } 法定相続情報一覧図 <input type="checkbox"/> 除籍謄本 } でも代用できます。 等 詳しくは右記へ。	(不動産が博多区所在の場合) 福岡法務局 福岡市中央区舞鶴3-5-25 電話 092-721-4570

6 その他の機関等での主な手続き

区分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
自動車・バイク	□	自動車税に関すること	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	福岡県博多県税事務所 福岡市博多区千代1-20-31 電話 092-260-6009 FAX 092-260-6011
		名義変更等に関すること	普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3-10-40 電話 050-5540-2078 <自動音声ガイダンス> FAX 092-673-1197
	□	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-51 電話 092-641-0431
	二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)			全国軽自動車協会連合会 福岡事務所千早分室 福岡市東区千早3-10-40 陸運会館2階 電話 092-641-0431 (電話番号は福岡事務所)
遺言等	□	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 □ 遺言原本 □ 申立人の戸籍謄本 □ 遺言者の除籍謄本	福岡家庭裁判所 (家事事件受付係) 福岡市中央区六本松4-2-4 電話 092-981-9605
	□	相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。 相続人全員の合意が必要です。)	

6 その他の機関等での主な手続き

区分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
電 話 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ N H K 他	<input type="checkbox"/>	名義変更 (電話加入権の 継承届) 解約	右記に連絡し、手続きを行って ください。	(NTT西日本の場合) 電話 局番なしで 116 携帯からは 0800-2000116
	<input type="checkbox"/>	名義変更 ・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行っ てください。	各契約会社
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>		右記に連絡し、手続きを行ってくださ い。	NHK受信契約 電話 0120-151515
	<input type="checkbox"/>	返納手続き	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 名義人の死亡を証明できる書類 (死亡診断書、死亡検案書、 戸籍謄本等)	最寄りの警察署 運転免許試験場
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 名義人の死亡を証明できる 戸籍謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡 3階 電話 092-725-9001
<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行っ てください。	各契約会社	

7 委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要です。

【 委任状の様式について 】

- 委任状は任意の様式でも有効です。
- 記載例は市民課に住民票の写しなどを請求する場合です。
- 16ページの委任状を利用される場合は、委任事項を必ず記載してください。
- ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

(記載例)

委 任 状

代理人(頼まれた人)

住 所 福岡市博多区博多駅前二丁目9番3-201号

氏 名 博 多 花 子

生 年 月 日 明・大(昭)・平 ○○年 ○○月 ○○日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1、世帯主の変更に関すること。
- 2、住民票の写しの請求並びに受領に関すること。
- 3、戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。

令和 ○○年 ○○月 ○○日

委任者(本人)

住 所 福岡市博多区博多駅前二丁目9番3-101号

氏 名 福 岡 太 郎 (福岡)

(自署または記名押印)

生 年 月 日 明・大(昭)・平 ○○年 ○○月 ○○日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 090-0000-0000

※全ての項目は、委任者(本人)が記載してください。

※次の事項について、あらかじめ代理人にお伝えください。

・委任事項2
住民票の場合は、本籍地や続柄の記載の有無

・委任事項3
戸籍の場合は、本籍・筆頭者氏名、必要な証明の種類

【 窓口での本人確認資料など 】

- 委任状の他に、代理人ご自身の本人確認資料(運転免許証・健康保険証など)が必要です。
- マイナンバー・住民票コード入りの住民票の写しを代理人が請求する場合は、委任者本人の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。
なお亡くなった人の住民票の除票の写しにはマイナンバー及び住民票コードは記載できません。
- 申請書は福岡市のホームページからダウンロード・印刷できます。
- 偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象になります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

令和 年 月 日

委任者（本人）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

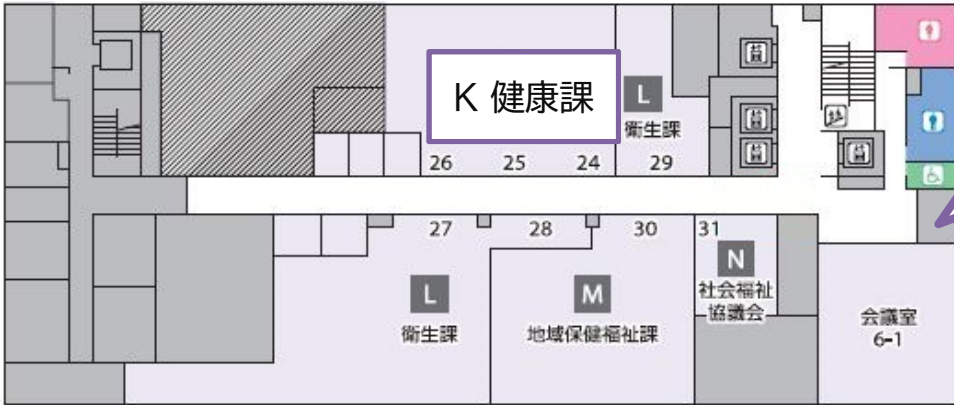
(自署または記名押印)

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 () —

8 博多区役所庁舎案内

6階

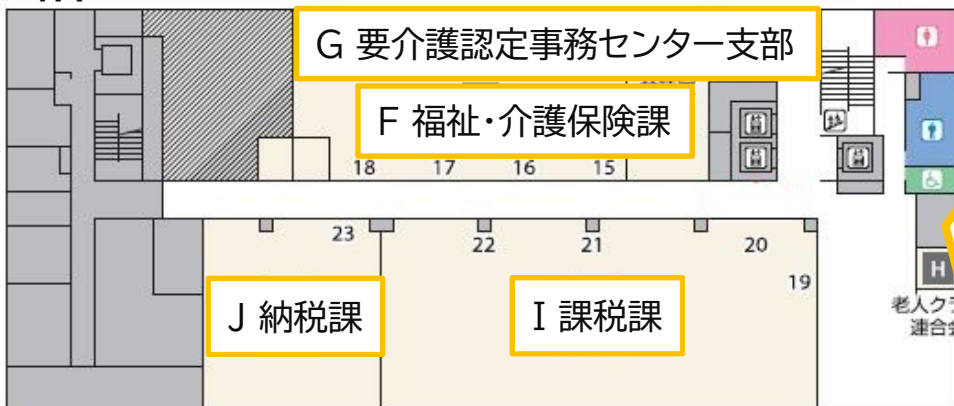


当おくやみガイド関係箇所

- K 健康課**
- 24 精神保健福祉
 - 26 各種医療証、被爆者

- F 福祉・介護保険課**
- 15 身体障がい者、療育手帳
 - 16 高齢者関係手続き
 - 17 介護保険関係手続き

4階

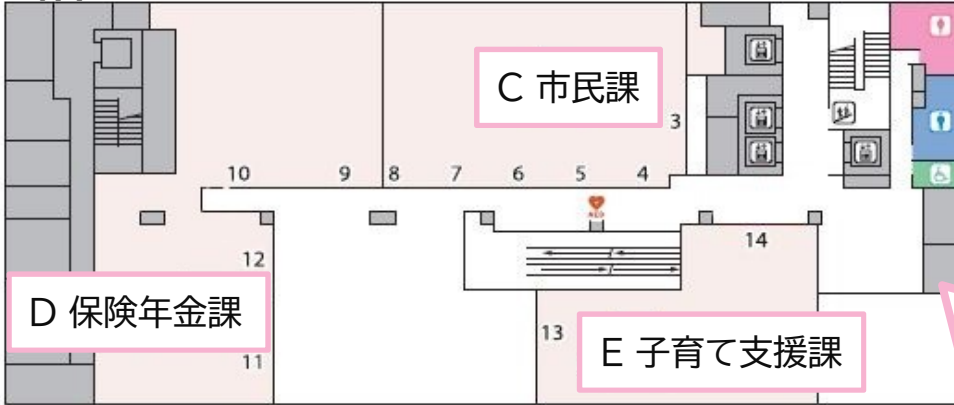


- G 要介護認定事務センター支部**
- 18 要介護認定手続き

- I 課税課**
- 21 市県民税納税通知書送付先変更
 - 22 固定資産税納税義務者届出

- J 納税課**
- 23 市税の納付、納付相談

3階

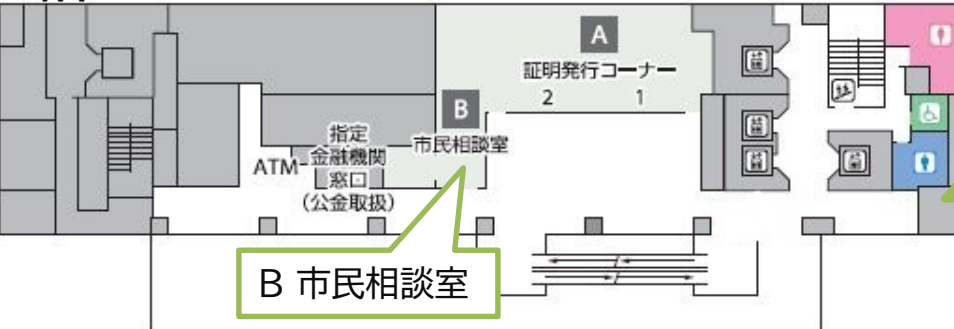


- C 市民課**
- 3 ご遺族サポート窓口
 - 5 世帯主変更

- D 保険年金課**
- 9 葬祭費申請・保険証返却
 - 10 未支給・遺族基礎年金
 - 11 高額療養費払戻し

- E 子育て支援課**
- 13 子ども関係手続き
 - 14 子どもの養育相談

2階



- B 市民相談室**
- 弁護士・司法書士相談

発行 令和5年2月 福岡市博多区役所総務課
 〒812-8512 博多区博多駅前2-8-1
 電話 092-419-1011 FAX 092-452-6735